

愛知県保険医協会

学生会員ニュース No.56

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

日中は暑く感じるようになりましたが、朝晩は上着が必要な日もあるなど、朝晩の温度差が大きくなっています。体調管理には気をつけたいものです。

今回は医療と消費税の関係について取り上げました。ぜひご覧ください。

医療は消費税“非課税”なのに…

原則として国内のすべての取引（物の販売や貸し付け、サービスの提供）に消費税が課税されます。しかし、消費税がかからない取引もあります。健康保険法などに基づいて提供される医療は、政策的配慮に基づいて消費税は“非課税”とされています。国民の生命・健康を守るうえで必要不可欠な医療が非課税とされることは当然のことです。

仕入れにかかる消費税は医療機関が負担し“損税”が発生

医療は消費税非課税であるため、患者さんの一部負担金に消費税分を上乗せして、患者さんから消費税をもらうことはできません。しかし、医療機関が購入する医薬品や消耗品、医療機械などの必要経費には消費税がかかっています。その分を医療機関が負担することになり“損税”が発生しています。

消費税の一部を診療報酬に上乗せ

国は「仕入れ等にかかっている消費税を診療報酬に上乗せしているので問題ない」と言っています。確かに消費税が導入されたときや税率が引き上げられたときは、診療報酬が一定額引き上げられています。医療機関で発行される一部負担金の領収書の下の方に小さく「厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています」と書かれているのを見たことがある人もいるでしょう。

しかし、上乗せされているのは消費税の一部にとどまっており、愛知県保険医協会が県下の自治体病院を調査したところ、回答のあった21病院の2016年度の損税額は、診療報酬への上乗せ分を差し引いても、病院によって530万円から6億9,500万円に上ることが明らかになりました。

そもそも診療報酬に消費税分を上乗せするということは、患者さんの窓口負担や健康保険料に消費税分を上乗せするということであり、医療は非課税であることと矛盾しています。

医療に「ゼロ税率」を適用し、患者も医療機関も消費税負担がない制度に

保険医協会は、医療機関が仕入れ等で負担している消費税を税務署から還付してもらう「ゼロ税率」という制度を要求しています。「ゼロ税率」を適用してこそ、患者・国民にも医療機関にも消費税を負担させない“真の非課税”が実現されます。

学生会員ニュースの
バックナンバーはこ
ちらから ↓

